

事 務 連 絡
平成18年5月29日

各検疫所 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

食品中のジフェニルアミンの試験にあたっての留意点について

今般、農林水産省から、外国産及び国内産の米麦等を対象とした残留農薬等検査を実施した民間検査機関より、当該食品に対し農薬としての使用実績のない「ジフェニルアミン」が検出される場合があります。現在までの原因究明の検討において当該食品のポリエチレン容器、試験検体用のポリエチレン容器等からの移染の可能性も否定できない知見があるものの、原因は特定されていないとの情報提供があった。

食品中のジフェニルアミンの試験法については現在開発中であるが、各機関において開発した試験法により食品中のジフェニルアミンの試験を行う場合にあっては、当面の間、ポリエチレン製以外の容器（ガラス容器、金属容器等）により検体を採取するなどの対応方をお願いします。

また、ジフェニルアミンを農薬として使用していない食品から当該物質を検出した場合にあっては、当課まで連絡されるようお願いする。

なお、食品中のジフェニルアミンとポリエチレンを主成分とする容器包装との関連については、調査研究を進めることとしていることを申し添える。